

いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「生徒等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」を目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

本校においては、「いじめ防止対策委員会 設置・運営要綱」（以下「要綱」という。）を策定し、上記方針に資するものとする。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものである」という前提に立ち、学校のみならず、社会全体で取り組む課題であり、子どものいのちを徹底して守ることを第一に考え、常に学校・家庭・地域とが連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（2）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- 教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付き迅速な対応が前提である。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。
- いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。
- けんかやふざけあいであっても、その背景にある事情や生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するかどうかの判断が必要である。

(3) いじめの解消

- いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
（この相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする）
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめが解消したとみられる場合でも、その後の心のケアや支援を関係機関と連携し、行っていくこと。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈「いじめ防止対策推進法」第22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる委員会および組織を設置する。
「要綱」第3条及び【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。
年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

3 教職員が備える素養や対応

いじめ事象の適切な対応のために、教職員は、豊かな人間性や社会性、教養等を有し良好な人間関係を構築する力を備え、優れたコミュニケーション能力もまた必要である。さらには、高い倫理観や豊かな人権感覚、優れた自己管理能力を備え、責任感をもって職務に当たる必要がある。

4 上記3をふまえた学校の組織対応や取組

組織対応・いじめの防止等の取組と、いじめの発見から対応に至る具体的な取組の流れについて定める。

「要綱」第3条、第4条及び【別紙1】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、県および県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、附属機関等に対して積極的に資料を提供し、主体的に再発防止に取り組む。加害生徒に対して、個別の指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにし、保護者との連携をし指導をしていく。

また、調査結果を公表する場合、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。被害生徒・加害生徒その保護者に公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

「要綱」第4条

5 その他

開かれた学校となるよう本校ホームページ等を活用し、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、外部委員を含めた調査委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2021年9月改訂)